平成 30 年 3 月

地域防炎計画(風水音等対策計画編)新旧対照表 改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
茨城県地域防災計画	茨城県地域防災計画		
風水害等対策計画編	風水害等対策計画編		
1 総 則	1 総 則		
第1節 目 的	第1節 目 的1		
第2節 県土の自然条件3	第2節 県土の自然条件3		
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 ・・・・・・・ 15	第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 ····· <u>16</u>		
2 風水害対策計画	│ │2 風水害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 県土の保全23	第1節 県土の保全 · · · · · · · · · · · · · · · · 24		
第 2 節 土砂災害防止対策 ······ <u>28</u>	第 2 節 土砂災害防止対策 ············· <u>29</u>		
第3節 道路・港湾の安全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 32	第3節 道路・港湾の安全対策 ············33		
第 4 節 都市防災 · · · · · · · · · · · <u>32</u>	第 4 節 都市防災 ······ <u>34</u>		
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 · · · · · · · 33	第5節 学校等の安全対策・文化財の保護 ·········· <u>35</u>		
第 6 節 農地・農業の安全対策 · · · · · · · · · 35	第6節 農地・農業の安全対策 ······ <u>36</u>		
第 7 節 気象業務整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第 7 節 気象業務整備 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第8節 情報通信設備等の整備 · · · · · · · · · 37			
第9節 災害用資材,機材等の点検整備 ······ <u>40</u>	第9節 災害用資材,機材等の点検整備 ······ <u>41</u>		
第 10 節 火災予防 · · · · · · · · · <u>40</u>	第 10 節 火災予防 · · · · · · · <u>42</u>		
第 11 節 防災知識の普及 ・・・・・・・・・・・・ <u>43</u>	第 11 節 防災知識の普及 ······ <u>45</u>		
第 12 節 防災訓練 · · · · · · · <u>45</u>	第 12 節 防災訓練 · · · · · · · · <u>47</u>		
第 13 節 防災組織等の活動体制整備 ・・・・・・・・・・・ 49	第 13 節 防災組織等の活動体制整備 · · · · · · · · · · <u>50</u>		
第 14 節 要配慮者支援 · · · · · · · · · <u>54</u>	第 14 節 要配慮者支援 · · · · · · · · <u>55</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 組織	第 1 節 組織		
第2節 動員	第 2 節 動員		
第 3 節 気象情報等計画	第 3 節 気象情報等計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第4節 災害情報の収集・伝達 ······· <u>78</u> 第5節 通信 ······85			
	第 5 節 通信 ······ <u>83</u> 第 6 節 広報 ······91		
<u> </u>			
_			
<u> </u>	<u> </u>		
	第 10 節 交通計画 ······· <u>103</u> 第 11 節 避難 ·············110		
第 11 節 避難 … 第 12 節 食糧供給 12 節	第11 即 避難 ······ <u>110</u> 第 12 節 食糧供給 ······114		
	弗 12 即 艮種快和 ······ <u>114</u>		

地域防炎計画(風水苦寺刈東計画編)新旧刈照衣		新計画 /#	_
改定前	改定後	掲載頁	i考
第 13 節 衣料・生活必需品等供給 · · · · · · · · · · · · <u>119</u>	第 13 節 衣料・生活必需品等供給 ······ <u>117</u>		
第 14 節 給水 ··································	第 14 節 給水		
第 15 節 要配慮者 <u>の</u> 安全確保対策······ <u>123</u>	第 15 節 要配慮者安全確保対策······ <u>121</u>		
第 16 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ・・・・・・・・ 127	第 16 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 ・・・・・・・125		
第 17 節 医療・助産 · · · · · · · · · · <u>127</u>	第 17 節 医療・助産 ・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>125</u>		
第 18 節 防疫 <u>計画</u> · · · · · · · · · · <u>130</u>	第 18 節 防疫 · · · · · · · · <u>128</u>		
第 18 節 防疫 <u>計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	第 19 節 災害廃棄物の処理 ······ <u>129</u>		
第 21 節 障害物の除去 ······ <u>135</u>	第 21 節 障害物の除去 ······ <u>133</u>		
第 22 節 輸送 ······ <u>136</u>	第 22 節 輸送 ······ <u>134</u>		
第 20 即 死体の投系及び処理埋葬 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第 21 節 障害物の除去 133 第 22 節 輸送 134 第 23 節 労務計画 136		
第 24 節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 ······ <u>138</u>	第 24 節 児童生徒等の安全確保・応急教育等 · · · · · · · <u>136</u>		
第 25 即 目解隊に対する災害派追安請 · · · · · · · · · · · · <u>140</u>	第 25 節 自衛隊に対する災害派遣要請 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第 26 節 応援・受援 ······ <u>152</u>	第 26 節 応援・受援 ······ <u>150</u>		
第 27 節 農地農業157	第 27 節 農地農業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第 28 節 電力施設の復旧 ······ 158			
第29節 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害対策計画 ・・ 159			
第 30 節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 ···· <u>161</u>	第 30 節 株式会社NTTドコモ茨城支店の災害対策計画 ···· <u>159</u>		
第 31 節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 ・・・・・・・ <u>162</u>	第 31 節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策 ······ <u>160</u>		
第 32 節 郵政事業に係る措置	第 32 節 郵政事業に係る措置 · · · · · · · · <u>160</u>		
第3章 災害復旧計画	第3章 災害復旧計画		
第1節 公共施設の災害復旧 ····· <u>164</u>	第1節 公共施設の災害復旧 ····· <u>162</u>		
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ····· <u>166</u>	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 ······ <u>164</u> 第3節 災害復旧資金 ···· <u>168</u>		
第 3 節 災害復旧資金 · · · · · · · · · · · · · · · · <u>170</u>	第 3 節 災害復旧資金 ····· <u>168</u>		
第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ・・・・・・・ 171	第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ・・・・・・169		
第 5 節 その他の保護計画	第5節 その他の保護計画 ······ <u>181</u>		
第6節 防災関係機関の復旧計画 ······ 184	第6節 防災関係機関の復旧計画		
│ │3 海上災害対策計画	3 海上災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 海上交通安全の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · <u>189</u>	第 1 節 海上交通安全の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第 2 節 船舶の安全な運行の確保 · · · · · · · 189	第 2 節 船舶の安全な運行の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え ····· 190	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え ·····188		
第4節 緊急輸送活動への備え ······ <u>192</u>	第4節 緊急輸送活動への備え · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施102	第5節 防災関係機関の防災訓練の実施100		
第6節 災害復旧への備え ······ 192	第6節 災害復旧への備え ·············190		
第 6 節 災害復旧への備え ····································	第2章 災害応急対策		

	計画(風水音等刈束計画編)新旧刈忠衣			新計画	
	改定前			掲載頁	備考
第1節	発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · <u>192</u>	第1節	発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · <u>190</u>		
第2節	活動体制の確立 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第2節	活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 192		
第3節	捜索, 救出・救助及び消火活動 · · · · · · · · · <u>197</u>	第3節	捜索, 救出・救助及び消火活動 ····· <u>195</u>		
第4節	危険物等の大量流出に対する応急対策 · · · · · · · <u>198</u>	第4節	危険物等の大量流出に対する応急対策 · · · · · · · · <u>196</u>		
第5節	緊急輸送の確保	第5節	緊急輸送の確保 · · · · · · · <u>199</u>		
第6節	治安の維持 ····· <u>202</u>	第6節	治安の維持		
第7節	応援の要請 ····· <u>202</u>	第7節	応援の要請 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第8節	R急輸送の確保 201 治安の維持 202 応援の要請 202 流出油等災害の補償対策 202	第8節	流出油等災害の補償対策 · · · · · · · · · · · 200		
4 航空3	災害対策計画	4 航空3	災害対策計画		
第1章 5	災害対策計画 災害予防 茨城県の航空状況 ······ <u>204</u>	第1章 第			
第1節	茨城県の航空状況 · · · · · · 204	第1節	茨城県の航空状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202		
第2節	航空交通の安全のための情報の充実 ・・・・・・・・・・・・ 204	第2節	航空交通の安全のための情報の充実202		
第3節	航空機の安全な運行の確保 · · · · · · · · · · · 204	第3節	航空機の安全な運行の確保 · · · · · · · · 202		
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ・・・ 205	第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え … 203		
第2章	災害応急対策 発災直後の情報の収集・連絡 208 活動体制の確立 210	第2章	災害応急対策		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · 208	第1節	発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · <u>206</u>		
第2節	活動体制の確立	第2節	活動体制の確立		
第3節	- 捜案, 救助・救急, 医療及い消火店動 ····· 213	第3節	搜案, 救助・救急, 医療及び消火活動 ・・・・・・・・・・・・・211		
第4節	避難勧告,避難指示(緊急),誘導 ······ <u>214</u>	第4節	避難勧告,避難指示 (緊急),誘導 ······ <u>212</u>		
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動214	第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動212		
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動	第6節	関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・・・・・・ 213		
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動215遺族等事故災害関係者の対応215防疫及び遺体の処理215	第7節	遺族等事故災害関係者の対応 ・・・・・・・・・・・・・・ 213		
第8節	防疫及び遺体の処理215	第8節	防疫及び遺体の処理213		
5 鉄道5	災害対策計画	5 鉄道 2	災害対策計画		
第1章		第1章			
第1節	茨城県の鉄道状況	第1節	茨城県の鉄道状況		
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実 ······ <u>217</u>	第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実 · · · · · · · 215		
第3節	鉄道交通安全運行の確保 217	第3節	鉄道交通安全運行の確保 · · · · · · · · · 215		
第 / 笛	鉄道東面の安全性の確保	第 / 簖	鉄道東面の安全性の確保 ······ 216		
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え … 218	第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え … 216		
第2章	 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え ・・・ 218 災害応急対策 発災直後の情報の収集・連絡 ・・・・・・・・・・ 222 活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・ 233 	第2章	炎害応急対策		
第1節	発災直後の情報の収集・連絡222	第1節	発災直後の情報の収集・連絡220		
第2節	活動体制の確立 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第2節	活動体制の確立 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 221		
第3節	救助・救急, 医療及び消火活動 ・・・・・・・・・・ 226	第3節	救助・救急, 医療及び消火活動224		
第4節	避難勧告,避難指示 (緊急),誘導 ····· <u>227</u>	第4節	避難勧告,避難指示(緊急),誘導 · · · · · · · · 225		

地域防炎計画(風水百等为泉計画編)初刊为無数			
改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第5節 緊急輸送のための交通の確保,緊急輸送活動 ····· <u>227</u>	第5節 緊急輸送のための交通の確保,緊急輸送活動 ····· <u>225</u>		
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ・・・・・・・・・・・・ 228	第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 ······226		
第7節 防疫及び遺体の処理 ······ 228	第7節 防疫及び遺体の処理 ······ <u>226</u>		
第 5 間 第 5 間 第 5 間 第 5 間 第 5 間 第 5 間 第 6 節 関係者等への的確な情報伝達活動 ····································	第 5 節 緊急輸送のための交通の確保,緊急輸送活動 · · · · · <u>225</u> 第 6 節 関係者等への的確な情報伝達活動 · · · · · · · · · · · · <u>226</u> 第 7 節 防疫及び遺体の処理 · · · · · · · · · · · · · · · · <u>226</u> 第 3 章 災害復旧 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
6 道路災害対策計画	6 道路災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 茨城県の道路交通状況 · · · · · · · · · · · · 230	第 1 節 茨城県の道路交通状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · <u>228</u>		
第2節 道路交通の安全のための情報の充実 ······ 231	第2節 道路交通の安全のための情報の充実 ······ <u>229</u>		
第3節 道路施設等の管理と整備 ······ 231	第3節 道路施設等の管理と整備 ······229		
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え · · · <u>231</u>	第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え · · · <u>229</u>		
第5節 防災知識の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>234</u>	第 5 節 防災知識の普及 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第6節 再発防止対策の実施 · · · · · · · · · · · · · · 234	第 6 節 再発防止対策の実施 · · · · · · · · · · · · · · · · · · <u>232</u>		
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · · 235	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · · · <u>233</u>		
第2節 活動体制の確立 · · · · · · · · · · · · · · · · 236	第 2 節 活動体制の確立 ······ <u>234</u>		
第3節 救助・救急, 医療及び消火活動 ····· <u>240</u>	第3節 救助・救急,医療及び消火活動 ······ <u>238</u>		
第4節 緊急輸送のための交通の確保,緊急輸送活動 ····· <u>240</u>	第4節 緊急輸送のための交通の確保,緊急輸送活動 ····· <u>238</u>		
第5節 危険物の流出に対する応急対策 ····· 241	第 5 節 危険物の流出に対する応急対策 ······ <u>239</u>		
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動241	第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 ······ <u>239</u>		
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ····· 241	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ······ <u>239</u>		
第8節 防疫及び遺体の処理 ······ 242	第8節 防疫及び遺体の処理 ······ <u>240</u>		
第3章 災害復旧 ······ <u>242</u>	第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 228 第2節 道路交通の安全のための情報の充実 229 第3節 道路施設等の管理と整備 229 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え 229 第5節 防災知識の普及 232 第6節 再発防止対策の実施 232 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 233 第2節 活動体制の確立 234 第3節 救助・救急,医療及び消火活動 238 第4節 緊急輸送のための交通の確保,緊急輸送活動 238 第5節 危険物の流出に対する応急対策 239 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 239 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動 239 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 239 第8節 防疫及び遺体の処理 240 第3章 災害復旧 240		
7 危険物等災害対策計画	 7 危険物等災害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項) ・・・・・・ 243	第1節 危険物等災害の予防対策(各災害共通事項)241		
第2節 石油類等危険物施設の予防対策 246 第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 247 第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 249 第5節 放射線使用施設等の予防対策 250	第 2 節 石油類等危険物施設の予防対策 ························· <u>244</u>		
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 · · · · · · · · · · · · 247	第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策 245 第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 247 第5節 放射線使用施設等の予防対策 248		
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 ······ <u>249</u>	第4節 毒劇物取扱施設の予防対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
第5節 放射線使用施設等の予防対策 ・・・・・・・・・・・・・ 250	第 5 節 放射線使用施設等の予防対策 · · · · · · · · · · · · · <u>248</u>		
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策		
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
为 C 辛 久 G 心 心 乃 久	第2章 災害応急対策		
第1節 発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項) · · · <u>252</u> 第2節 活動体制の確立(各災害共通事項) · · · · · · · · · <u>256</u> 第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 · · · · · · · · · · <u>259</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項) · · · <u>250</u>		
第2節 活動体制の確立(各災害共通事項) 256	第2節 活動体制の確立(各災害共通事項) · · · · · · · · · · <u>254</u>		
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策259	第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策257		

地域防災計画(風水善寺対策計画編)新旧対照表		±r=1 :=:
改定前	改定後	新計画
第4節 高圧ガス,火薬類の事故応急対策 ・・・・・・・・・・ 262	第4節高圧ガス, 火薬類の事故応急対策260第5節毒劇物多量取扱施設の事故応急対策264第6節放射線使用施設等の事故応急対策265	
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 ・・・・・・・・・ 266	第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策 ······ <u>264</u>	
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 ・・・・・・・・・・・ 267	第6節 放射線使用施設等の事故応急対策 ······ <u>265</u>	
→ 第7節 核燃料物質等の重業所外運搬由の重地広刍対策 ・・・・・ 268	第7節 核燃料物質笙の事業所外運搬中の事故広刍対策 ・・・・・・ 266	
第8節 避難誘導対策 ······ <u>269</u>	第 8 節 避難誘導対策 · · · · · · · · · · · · · · · · · <u>267</u>	
第9節 捜索・救出・救助対策 ······ <u>269</u>	第 9 節 捜索・救出・救助対策 ······ <u>267</u>	
第 10 節 応援要請対策 ······ <u>270</u>	第 10 節 応援要請対策 ······ <u>268</u>	
第 11 節 医療救護対策 ······ <u>270</u>	第 11 節 医療救護対策 · · · · · · · · · · · · · · · <u>268</u>	
第 12 節 緊急輸送の確保 · · · · · · · · · · · · <u>270</u>	第8節 避難誘導対策 267 第9節 捜索・救出・救助対策 267 第10節 応援要請対策 268 第11節 医療救護対策 268 第12節 緊急輸送の確保 268	
8 大規模な火事災害対策計画	8 大規模な火事災害対策計画	
第1章 災害予防	第1章 災害予防	
第1節 災害に強いまちづくり ······ <u>271</u>	第1節 災害に強いまちづくり ······· <u>269</u>	
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ······ <u>272</u>	第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実 ······270 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	
	<u>270</u>	
第4節 防災知識等の普及 · · · · · · · · · · · · · <u>274</u>	第 4 節 防災知識等の普及 · · · · · · · · · · · · · · · · <u>272</u>	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · <u>275</u>	第1節 発災直後の情報の収集・連絡 · · · · · · · · · · <u>273</u>	
第 2 節 活動体制の確立 · · · · · · · · · · · · <u>276</u>	第 2 節 活動体制の確立 ······ <u>274</u>	
第3節 救助・救急, 医療及び消火活動 ····· <u>279</u>	第3節 救助・救急,医療及び消火活動 ······ <u>277</u>	
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 · · · · · · <u>279</u>	第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ····· <u>277</u>	
第5節 避難の受入れ ······ <u>280</u>	第 5 節 避難の受入れ ······ <u>278</u>	
第6節 施設及び設備の応急復旧活動 ····· <u>280</u>	第6節 施設及び設備の応急復旧活動 ······ <u>278</u>	
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ····· <u>280</u>	第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ······ <u>278</u>	
第8節 防疫及び遺体の処理 ····· <u>281</u>	第8節 防疫及び遺体の処理 ······ <u>279</u>	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧・復興への備え	第3章 災害復旧 ····································	
 9 林野火災対策計画	 9 林野火災対策計画	
the Arthur Charles	# . # W = 7 B	
第1節 林野火災に強い地域づくり ····· 282	第1節 林野火災に強い地域づくり ······280	
第 2 節 林野火災防止のための情報の充実 ····· 282	第2節 林野火災防止のための情報の充実 ······ 280	
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え … 282	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策,災害復旧への備え …280	
第4節 防災活動の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 285	第4節 防災活動の促進 ····································	
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策	
第1節 発災直後の情報の収集・連絡285	第 1 節 発災直後の情報の収集・連絡283	
第 2 節 活動体制の確立 ······ <u>287</u>	第1章 災害予防 第1節 林野火災に強い地域づくり	

改定前		新計画 掲載頁	備考
第3節 救助・救急, 医療及び消火活動 ····· 289			
第4節 緊急輸送のための交通の確保 ······ 291			
第 5 節 避難の受入れ ····· <u>29</u> 1			
第6節 施設,設備の応急復旧活動 · · · · · · · · 291			
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 ······ 291			
第8節 二次災害の防止活動 ······ <u>292</u>	第8節 二次災害の防止活動 · · · · · · · · · · · · · · <u>290</u>		
1 総則	1 総則		
第2節 県土の自然条件	第2節 県土の自然条件		
第2 気候	第2 気候		
1 気候	1 気候		
(略)	(略)		
四季の気候をみると、冬の季節風は12月から2月にかけて最も			
多く、この時期に県北山間部ではしぐれることもあるが、全般には			
<u>晴</u> の日が多い。大陸の高気圧が弱まって日本の南岸を発達した低		3	誤記の修正
気圧が通ると大雪になりやすく、積雪量は県南部ほど多い傾向が			
ある。	がある。		
(略)	(略)		
2 気象災害の概況	2 気象災害の概況		
本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう			
害,霜害,冷害等の気象災害がある。	害,霜害,冷害等の気象災害がある。		
(1) 台風 (昭和 16 年以降)	(1) 台風 (昭和 16 年以降)	_	
① 昭和 16. 7. 22 <u>(第 8 号)</u>	① 昭和 16. 7. 22	5	気象庁の台風統計開
② 昭和 17. 9. 19 (第 21 号)	② 昭和 17. 9. 19		始年以前の台風番号
③ 昭和 18. 10. 3 (第 27 号)	③ 昭和 18.10.3		の削除
④ 昭和 19. 10. 8 <u>(第 20 号)</u>	④ 昭和 19.10.8		
⑤ 昭和 20. 9. 18 (<u>第 16 号</u> 枕崎台風)	⑤ 昭和 20.9.18 (枕崎台風)		
⑥ 昭和 22. 9. 15 <u>(第9号</u>)	⑥ 昭和 22. 9. 15		
⑦ 昭和 23. 9. 16 <u>(第 21 号)</u>	⑦ 昭和 23. 9.16 ⑧ 昭和 24. 9. 1		
⑧ 昭和 24. 9. 1 <u>(第 10 号)</u> ⑨ 昭和 25. 8. 3 (第 11 号)	8 昭和 24. 9. 1 ⑨ 昭和 25. 8. 3		
9 昭和 25. 8. 3 <u>(第 11 号)</u> ⑥ 昭和 36. 10. 10(第 24 号)	⑩ 昭和 36. 10. 10 (第 24 号)		
10 日 8 時ごろ房総半島勝浦付近に上陸, 9 時に銚子の西から			
10 日 8 時この房総干島勝浦行近に上陸, 9 時に銚子の西から 海上を千島方面に去った。水戸の雨量は 75mm,風速は北の 28 m		7	誤記の修正
一	一個上を十局万面に云つた。 水戸の雨重は 75mm, 風速は <u>礼の風</u> 28 m∕s であった。	'	
(新設)	m/ s とめろた。 ᡚ 平成 29. 10. 21~23(台風第 21 号)	12	時点更新

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
	台風第21号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、		
	21 日には超大型で非常に強い勢力となり、22 日にかけて非常に		
	強い勢力を保ったまま,次第に速度を上げて日本の南を北上し,		
	23 日 3 時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸し		
	た。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に		
	<u>進んだ。</u>		
	茨城県では、台風の接近、通過により22日昼前から雨が強ま		
	りはじめ、1時間降水量が古河で27.5mm (23日4時6分),北茨		
	城市花園で 26.5mm (23 日 5 時 23 分) の強い雨となった。20 日		
	12時から23日15時までの総降水量は,北茨城市花園で267.5mm,		
	高萩市大能で 217.0mm など大雨となった。		
	県内の被害は、死者1名、負傷者7名(重傷1,軽傷6),住		
	家被害7件(全壞1,床下浸水5,一部損壞1)。		
(2) その他の洪水	(2) その他の洪水		
④ 平成 27.9.9~10(平成 27 年 9 月関東・東北豪雨) (略)	④ 平成 27.9.9~10(平成 27 年 9 月関東・東北豪雨) (略)		
(哈) 7日18時から11日12時までの雨量は,古河で297.5mm,	(略) 7 日 18 時から 11 日 12 時までの雨量は,古河で 297.5mm,		
坂東で 265.0mm, 下妻で 228.5mmなど, 南部を中心に 200m	坂東で 265.0mm, 下妻で 228.5mmなど, 南部を中心に 200m		
mを超えた所があった。最大1時間降水量は,石岡市柿岡で56.0			
mm (10 日 07 時 09 分までの前 1 時間), 常陸太田市中野で 49.5	mm (10 日 07 時 09 分までの前 1 時間), 常陸太田市中野で 49.5		
mm (10 日 07 時 39 分までの前 1 時間), 小美玉市美野里で 46.0	mm (10 日 09 時 39 分までの前 1 時間), 小美玉市美野里で 46.0		
mm (10 日 08 時 20 分までの前 1 時間)を観測。月最大 24 時間	mm (10 日 08 時 20 分までの前 1 時間)を観測。月最大 24 時間		
降水量は、古河で 247.0mm (10 日 05 時 00 分までの前 24 時	降水量は、古河で 247.0mm (10 日 05 時 00 分までの前 24 時		
間)となり、統計開始以来の記録第1位となった。線状降水帯に	間)となり、統計開始以来の記録第1位となった。線状降水帯に		
よる鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で堤防から	よる鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で溢水、同	14	誤記の修正
越水、同市三坂町で堤防が決壊した。	市三坂町で堤防が決壊した。		
(略)	(略)		
被害は,死者 <u>9</u> 名(災害関連死 <u>6</u> 名含む),負傷者 <u>54</u> 名,全	被害は, 死者 <u>15</u> 名 (災害関連死 <u>12</u> 名含む), 負傷者 <u>56</u> 名,	14	時点更新
壊 54 棟,半壊 <u>5, 497</u> 棟,床上浸水 <u>202</u> 棟,床下浸水 <u>3, 780</u> 戸,	全壊 54 棟, 半壊 <u>5,542</u> 棟, 床上浸水 <u>230</u> 棟, 床下浸水 <u>3,880</u> 戸,		
被害額約 360 億 8, 424 万円等であった。	被害額約 360 億 8,424 万円等であった。		
※被害状況は <u>平成 28 年 12 月 16 日</u> 時点	※被害状況は <u>平成 29 年 10 月 16 日</u> 時点		
 4 風水害対策計画	4 風水害対策計画		
第1章 災害予防	第1章 災害予防		
第1節 県土の保全	第1節 県土の保全		
第1 治山治水計画	第 1 治山治水計画		

1 治山計画 (2) 治山施彩の整備 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,237 箇所あり、その内訳は次のとおりである。(平成28年2月末現在) 山地災害危険地区(民有林) 1,176 箇所 (国有林) 21 箇所※資料8-12 海岸防災_荒廃危険地区 40 箇所※資料8-13 (略) 2 保安林整備計画 (1) 保交林の概況 平成 27 年度未現在で、民有保安林 17,666bm、国有保安林 38,025bm、計 55,691bm の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ガムの設置状況及び建設計画概要 ガームの設置状況及び建設計画概要 ガームの設置状況を対理設計画機要は資料 19-3 のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、週沼川、精胞和河の指定 (略) なお、木県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:出田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、週沼川、 土行川、規制川、前川、浅川、里川、茂宮川、人慈川、人樹川、五柳川、五柳川、五柳川、五柳川、西川、浅川、里川、茂宮川、人慈川、八樹川、五柳川、五柳川、西川、浅川、里川、茂宮川、八樹川 間定 27 水位情報周知河川の指定 温川、五柳川、元瀬川、正瀬川、及び水位情報周知河川の指定 国及び県は、淡水子報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洗水形御に関する計画の基本となる際水量及び把定成大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 間定のい果に、淡水子解河川及び水位情報周知河川の進水形御に関する計画の基本となる際水量及び把定成大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 について、それぞれの河川の洗水形御に関する計画の基本となる際水量及び出度大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 について、それぞれの河川の洗水形御に関する計画の基本となる際水量及び出度大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 について、それぞれの河川の洗水形御に関する計画の基本となる際水量の指定 について、2 本記の作用に対して、2 本記の作用に対して、2 本記の作用について、2 本記の作用に対して、2 本記の作用に対しに対して、2 本記の作用に対しに対しで、2 本記の作用に対しに対しに対して、2 本記の作用に対して、2 本記の作用に対して、2 本記の作用に対して、2 本記の作用に対しで、2 本記の作	地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表 改定前	改定後	新計画	備考
(2) 治山施設の整備 県内におげる山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,237 箇所あり、その内限は次のとおりである。(平成28年2月末現在) 山地災害危険地区(民イ林)1,176 箇所 (国有林) 21 箇所※資料8-1, 海岸防災、荒廃危険地区 40 箇所※資料8-1。 (略) 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成 27 年度未現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55,691ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画機要となる設置状況を連設計画機要となる。 ・国管理河川:由田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:在間川、大北川、花黄川、十王川、押川、巴川、瀬沼川、下行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、土田川、里川、藤井川、桜川 (水戸)、涸沼川、東州、根川 ・県管理河川:出田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:在間川、大北川、花黄川、十王川、押川、巴川、瀬沼川、下行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、地災計画化・上田川、東川、東川、横川、北側川 ・県管理河川:花園川、大北川、花黄川、大北川、花黄川、大北川、花黄川、大北川、花黄川、大北川、花黄川、大北川、花黄川、大北川、花園川、大北川、花黄川、大北川、花黄川、大北川、福貴川、北側川、北側川、北側川、北側川、北側川、北側、北川、北側川、北側、北海町川及び水位情報周知河川の指定 国及び県は、淡水子柳河川及び水位情報周知河川の指定された河川について、それぞれの河川の洗水防御に関する計画の基本となる 降水量及び尾浜長、浅水子柳河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洗水防御に関する計画の基本となる 降水量及び尾浜長、浅水子柳河川及び水位情報周知河川に指定された河 指定			掲載頁	C. WII
 県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,237 箇所あり、その内訳は次のとおりである。(平成28年2月末現在) 山地災害危険地区(民有林) 1,176 箇所 (国有林) 21 箇所※資料8-12 海岸防災、荒廃危険地区 40 箇所※資料8-13 (略) 保険2 保安林整備計画(1) 保安林の観況 平成27 年度末現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55,691ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 本 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・ 国管理河川: 山田川、里川、藤井川、桜川 (木戸)、涸沼川、横利根川 ・ 県管型河川: 北岡川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、瀬沼川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 羽川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び駅は、洪水子報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 海岸が災本常廃後地区等を調査した結果、総数で1,237 箇所あり、その内宗は次のとおりである。呼成29年10月末現在 10地災害危険地区(民有林) 1,176 箇所 (国育米 21 箇所※ (取り 24 表記の修正 森 4 女人の設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・ 国管理河川: 北岡川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久藤川、八間 堀川、恋郷川 3 浸水想定区域の指定 国及び駅は、洪水子報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び地定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 構定 				
簡所あり、その内訳は次のとおりである。(平成 28 年 2 月末現在) 山地災害危険地区(民有林)1,176 箇所 (国有林) 21 箇所※資料 8-12 地災害危険地区(民有林)1,176 箇所 (国有林) 21 箇所※資料 8-12 地災害危険地区(民有林)1,176 箇所 (限) (国有林) 21 箇所※ (国有林) 24 に関係を (略) 24 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成 27 年度末現在で、民有保安林 17,6666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55,691ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 (略) 28 年度末現在で、民有保安林 17,716ha, 国有保安林 38,025ha, 計55,741ha の保安株が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 (略) 26 に関係 28 年度末現在で、民有保安林 17,716ha, 国有保安林 38,025ha, 計55,741ha の保安株が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 (略) 25 味材構制 加河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川 (水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:在岡川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、 1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、1月間、				
山地災害危険地区(民有林)1,176 箇所 (国有林) 21 箇所※資料 8-12 海岸防災_荒廃危険地区 40 箇所※資料 8-13 (略) 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成 27 年度未現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55,691ha の保安株が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・ 国管理河川: 山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川・・ 県管理河川: 北園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、田川、東川、藤井川、桜川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花園川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花園川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花園川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、茂宮川、久慈川、川田川、東川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、川田川、東川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、川田川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川、東川			24	時点修正
(国有林) 21 箇所※ <u>資料8-1.</u> 資料8-12 (国有林) 21 箇所※ <u>資料8-12 24 課記の修正</u> 海岸防災_荒廃危険地区 40 箇所※資料8-13 (略) 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成 27 年度末現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55.04ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 イムの設置状況及び建設計画概要は資料 20-3 のとおりである。 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、末県内の指定の状況は次のとおりである。・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川・県管理河川:市園川、大北川、花貫川、十三川、押川、巴川、湖沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 1 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水子報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 1 信配 1 表記の修正 2 報記の修正 第 3 水防法に基づく洗水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、末県内の指定の状況は次のとおりである。 2 管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川・県管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川・・県管理河川:山田川、東川、茂宮川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、花貫川、大北川、横川、川、門、間、田川、瀬沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間 沼川、恋瀬川 2 水位情報周知河川の指定 1 表記の修正 2 水位情報周知河川の指定 2 水位情報周知河川の地元 2 水位情報周知河川の地元、 2 水位情報周知可川の地元、 2 水位情報周知河川の地元、 2 水位情報周知可川の地元、 2 水位情報周知可川の地元、 2 水位情報周知可川の地元、 2 水位情報周知の地元、 2 本位析和 2 小位析和 2 本位析和 2 本位析				4 7 11 11 11
海岸防災_荒廃危険地区 40 箇所※資料 8-13 (略) 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成 27 年度末現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55,691ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川 (水戸)、涸沼川、横利根川・・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			24	誤記の修正
(略) 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況 平成 27 年度末現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha, 計 55,691ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要 メムの設置状況及び建設計画概要は資料 19-3 のとおりである。 第3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川 (水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 コールー・、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 北川、恋瀬川 コールー・、大北川、花貫川、大田川、茂宮川、久慈川 北川、恋瀬川 コールー・、大北川、花園川、大北川、花貫川、大田川、茂宮川、久慈川、北南川、北南川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北南川、江市川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北南川、北南川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北京瀬川、江市川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北京瀬川、江市川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北京瀬川、江市川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北京瀬川、北京瀬川、北京川、大北川、花園川、大北川、花園川、大北川、花園川、大北川、花園川、大北川、花園川、大北川、花園川、大北川、花園川、大北川、茂宮川、久慈川、川、北京瀬川、江市川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、北京瀬川、江市川、東川、大宮川、大田、北京瀬川、江市、北京河川、大田、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、北京河川、大田、大田、北京河川、大田、大田、北京河川、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、				
2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況. 平成 27 年度末現在で、民有保安林 17,666ha, 国有保安林 38,025ha,計 55,691ha の保安林が配備されている。 2 保安林整備計画 (1) 保安林の概況. 平成 28 年度末現在で、民有保安林 17,716ha, 国有保安林 38,025ha,計 55,691ha の保安林が配備されている。 24 ダムの設置状況及び建設計画概要 タムの設置状況及び建設計画概要 タムの設置状況及び建定理計 19-3のとおりである。 26 誤記の修正 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川、大戸川、世川、門、田川、東井川、桜川、大戸川、世川、西川、東井川、桜川、上川、西川、西川、西川、西川、港井川、桜川、上川、西川、西川、港井川、桜川、上川、茂宮川、大芝川、大芝川、西川、茂宮川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝川、大芝	海岸防災荒廃危険地区 40 箇所※資料 8-13	海岸防災林荒廃危険地区 40 箇所※資料 8-13	24	表記の修正
(1) 保安林の概況	(略)	(略)		
平成 27 年度末現在で、民有保安林 17,666ha、国有保安林 38,025ha、計 55,691ha の保安林が配備されている。 24 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要は資料 19-3 のとおりである。 26 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川 (水戸)、涸沼川、横利根川・県管理河川: 花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 27 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川 (水戸)、涸沼川、横利根川・県管理河川:地園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間 27 27 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想	2 保安林整備計画	2 保安林整備計画		
38,025ha,計 55,691ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 グムの設置状況及び建設計画概要は資料 19-3 のとおりである。 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川,里川,藤井川,桜川(水戸),涸沼川,横利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 38,025ha,計 55,741ha の保安林が配備されている。 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況を消費を加速では、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、本に、				
4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要は資料 20-3 のとおりである。 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお,本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川,里川,藤井川,桜川(水戸),涸沼川,横利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 4 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況及び建計画概要 ダムの設置状況及び建設計画概要 ダムの設置状況を対況及び建設計画概要 ダムの設置状況を対理のとおりである。 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定			24	時点修正
ダムの設置状況及び建設計画概要は資料 20-3 のとおりである。 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川, 里川, 藤井川, 桜川 (水戸), 涸沼川, 横利根川 ・県管理河川:花園川, 大北川, 花貫川, 十王川, 押川, 巴川, 涸沼川, 五行川, 関根川, 前川, 浅川, 里川, 茂宮川, 久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 ダムの設置状況及び建設計画概要は資料 19-3 のとおりである。 第 3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川, 里川, 藤井川, 桜川 (水戸), 涸沼川, 横利根川 ・県管理河川:花園川, 大北川, 花貫川, 十王川, 押川, 巴川, 涸沼川, 五行川, 関根川, 前川, 浅川, 里川, 茂宮川, 久慈川, 八間 堀川, 恋瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				
第3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川,里川,藤井川,桜川(水戸),涸沼川,横利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水子報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 第3 水防法に基づく洪水対策 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川,里川,藤井川,桜川(水戸),涸沼川,横利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川,八間堀川,恋瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水子報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				30 30 - 16
2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間 沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間 温川、恋瀬川 1 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想	タムの設置状況及び建設計画概要は資料 <u>20-3</u> のとおりである。 	タムの設置状況及び建設計画概要は資料 <u>19−3</u> のとおりである。 	26	誤記の修止
2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 2 水位情報周知河川の指定 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間沼川、変瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想	 第3.水防注に其づく洪水対策	 第3.水防津に其づく洪水対策		
(略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 (略) なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間 岩定 別川、恋瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				
なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。 ・国管理河川:山田川、里川、藤井川、桜川(水戸)、涸沼川、横利根川 ・県管理河川:花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、涸沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				
・国管理河川:山田川,里川,藤井川,桜川(水戸),涸沼川,横利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は,洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について,それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 ・国管理河川:山田川,里川,藤井川,桜川(水戸),涸沼川,横利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川,八間堀川,恋瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は,洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について,それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				
利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸 沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は,洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について,それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 利根川 ・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川,八間 堀川,恋瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は,洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について,それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				
沼川, 五行川, 関根川, 前川, 浅川, 里川, 茂宮川, 久慈川 沼川, 五行川, 関根川, 前川, 浅川, 里川, 茂宮川, 久慈川, 八間 塩川, 恋瀬川 3 浸水想定区域の指定 国及び県は, 洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河 川について, それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 27 水位情報周知河川の指定 指定 地口のいて, それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 27 水位情報周知河川の指定 地口の				
加川, 恋瀬川 指定 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸	・県管理河川:花園川,大北川,花貫川,十王川,押川,巴川,涸		
3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる。 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想。 3 浸水想定区域の指定 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる。 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想。	沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川	沼川,五行川,関根川,前川,浅川,里川,茂宮川,久慈川,八間	27	水位情報周知河川の
国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河 川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河 川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				指定
川について、それぞれの河川の洪水防御に関する計画の基本となる 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想		W		
降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想 降水量及び想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想				
定される区域を浸水想定区域として指定する。				
なお, 浸水想定区域の指定を行った国及び県は, 指定区域及び浸水 なお, 浸水想定区域の指定を行った国及び県は, 指定区域及び浸水 した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。 した場合の水深を公表するとともに関係市町村に通知する。				
した場合の水保を公表するとともに関係中可利に通知する。			20	防災其末計画の修工
<u>また、原は、その他の利用についても、役場等の所任地に係る利用</u> 28 防炎基本計画の修正 については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易			40	別火巫平川 四 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
<u>に りくとは、過去の役が失順を指用する等、利用の状況に応じた間易</u>				
ものとする。				

地块供收到本 / 图 小中华共然到本语》 故语共鸣主

地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表			
改定前		新計画 掲載頁	備考
4 避難体制等の整備	4 避難体制等の整備		
(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災	(1) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災	28	防災基本計画に基づ
計画において,少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項	計画において,少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項		く修正
について定めるものとする。	について定めるものとする。		
ア 洪水予報等の伝達方法	ア 洪水予報等の伝達方法		
イ 避難場所,避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保	イ 避難場所及び避難経路に関する事項		
を図るために必要な事項	ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等		
ウ 浸水区域内に地下街等(地下街,劇場,駅等その他地下に設け	の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項		
られた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢	工 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名		
者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の	称,所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組		
円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるものがある場	織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法		
合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予	(ア) 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数		
報等の伝達方法	の者が利用する施設)で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速		
	な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの		
	(イ) 社会福祉施設, 学校, 医療施設その他の主として防災上の		
	配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)で洪水		
	時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの		
	(ウ)大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に		
	重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途		
	及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出が		
(0) +m+101 Nb+16 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	あった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの	0.0	サルサムシェッルフ
(3) 市町村は、避難について、「避難勧告等に関するガイドライン(内	(3) 市町村は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避	28	防災基本計画の修正
閣府防災担当)」を参考に、国又は県及び水防管理者等の協力を得	<u>難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府防</u>		等
つつ,災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ,避難すべき区域,	災担当)」を参考に、国(国土交通省、気象庁等)、県及び水防管理		
避難指示(緊急)等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を 明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとす	者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした実		
	一致を暗まえ、妊難りへき区域や刊断基準、伝達方法を明確にした美 用性の高いマニュアルを作成するものとする。		
る。 また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への	また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団		
周知徹底に努めるものとする。さらに、水防団等と協議し、発生時	等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓		
の避難誘導に係る計画を作成し訓練を行う。	練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に		
○ 姓無防守に所る計画を下及し訓練を打了。	留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確		
	保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。		
 第2節 土砂災害防止対策	 第2節 土砂災害防止対策		
第1 土砂災害防止法に基づく対策	第1 土砂災害防止法に基づく対策		
3 警戒避難体制の整備	3 警戒避難体制の整備		

地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表	,		
改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
(1) 市町村は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計	(1) 市町村は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計		
画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。	画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。		
ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達,予報又は警報の発令	ア 情報伝達,予警報の発令・伝達に関する事項	30	防災基本計画に基づ
及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を	イ 避難場所及び避難経路に関する事項		く修正
防止するために必要な警戒避難体制に関する事項	<u>ウ</u> 土砂災害に係る避難訓練に関する事項		
イ 警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設が	<u>エ</u> <u>避難,救助その他必要な警戒避難体制に関する事項</u>		
ある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われる	また, 市町村は, 市町村地域防災計画において, 土砂災害警戒区		
よう土砂災害に関する情報,予報及び警報の伝達方法	域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者		
	の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地につ		
	いて定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、		
	市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管		
	理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるもの		
(a)laber	Et3.		
(3) 市町村は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避	(3) 市町村は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避		B1. /// +to 1 31 14
難開始について、「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府防災 (2011) かんれる マスン 場 なっぱい かんれい	難開始等について、「避難勧告等に関するガイドライン(内閣府防	30	防災基本計画の修正
担当)」を参考に、国又は県等の協力を得つつ、災害事象の特性や	災担当)」を参考に、国 <u>(国土交通省, 気象庁等)及び</u> 県の協力を		
収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示(緊急)・勧	得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区は、		
告等の発令に係る具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実	域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマ		
用性の高いマニュアル <u>等を早期に作成する。</u> また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への	ニュアル <u>を作成するものとする</u> 。 また,避難場所,避難路をあらかじめ指定するとともに,県等と		
周知徹底に努めるものとする。さらに、県等と協議し、発災時の避	協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するととも		
一	<u>協議し、発火時の避難弱等に係る計画をあらがしめ作成することも</u> に、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行う		
	など、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるも		
	のとする。		
	<u> </u>		
 第 5 土砂災害警戒情報の発表	 第 5 土砂災害警戒情報の発表		
4 土砂災害警戒情報の活用	4 土砂災害警戒情報の活用		
市町村は、避難勧告等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を	市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災	33	防災基本計画の修正
活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行うものとする。	害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令すること		
	を基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとす		
	る。また、国(国土交通省)及び県の助言等を受けながら、面積の		
	広さ,地形,地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割		
	した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高ま		
	っている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞		
	り込んで避難勧告等を発令できるよう,発令範囲をあらかじめ具		
	体的に設定するとともに,必要に応じ見直すよう努めるものとす		

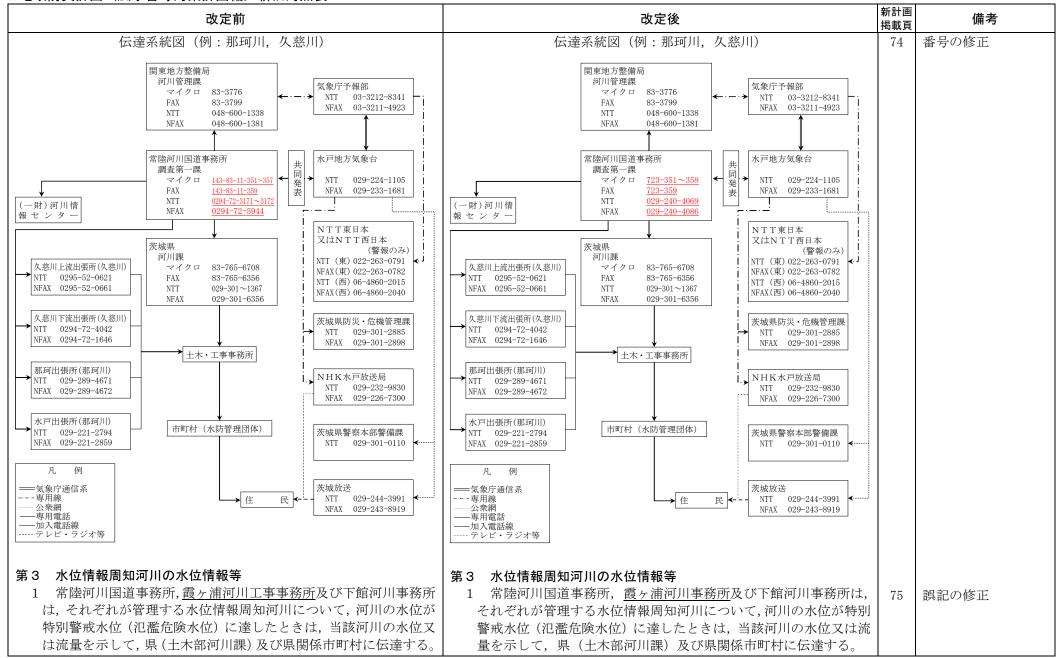
地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表		新計画	/# ±-
改定前	改定後	掲載頁	備考
第3節 道路・港湾の安全対策 2 港湾 主要港及び主要漁港の整備状況は、資料 21-2~21-4 のとおりである。	る。 第3節 道路・港湾の安全対策 2 港湾	34	表記の修正・誤記の修正
第10節 火災予防 2 消防施設等の整備・強化 (2) 資機材の備蓄 イ 空中消火用資機材の備蓄	第10節 火災予防 2 消防施設等の整備・強化 (2) 資機材の備蓄 イ 空中消火用資機材の備蓄		
イ 空中間次用質機材の偏歯 (略) なお,空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。 石岡市消防本部 常陸大宮市消防本部 高萩市消防本部 茨城県消防学校	1 空中間が用貨機材の偏音 (略) なお,空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。 <u>陸上自衛隊施設学校</u> 茨城県消防学校	43	空中用消化資機材備 蓄個所の変更
5 消防職団員の教育訓練 (2) 消防団員科 基礎教育(日曜講座) 専科教育(タンク車課程,ポンプ車課程,小型ポンプ課程等) 幹部教育(<u>中級</u> 幹部,指導員養成科等) 特別教育(一日入校等)	5 消防職団員の教育訓練 (2) 消防団員科 基礎教育(日曜講座) 専科教育(タンク車課程,ポンプ車課程,小型ポンプ課程等) 幹部教育(指揮幹部,指導員養成科等) 特別教育(一日入校等)	44	消防学校の教育訓練 の基準改正
第14節 要配慮者支援 (略) このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる要配慮者関連施設 は風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平 常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めて いくものとする。	第14節 要配慮者支援 (略) このため、県、市町村及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主 として防災上の配慮を要する者が利用する施設(要配慮者利用施設)は、 風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常 時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めてい くものとする。	55	防災基本計画に基づ く表記の修正
1 <u>要配慮者関連施設</u> の安全体制の確保 (1) 防災組織体制の整備 (略)	1 <u>要配慮者利用施設</u> の安全体制の確保 (1) 防災組織体制の整備 (略)	55	防災基本計画に基づ く表記の修正
県及び市町村は、 <u>要配慮者関連施設</u> における防災組織体制の整備 を促進し、施設入所者等の安全を図る。	県及び市町村は、要配 <u>慮者利用施設</u> における防災組織体制の整備 を促進し、施設入所者等の安全を図る。	55	防災基本計画に基づ く表記の修正

			T
改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
(2) 緊急応援連絡体制の整備 (略) 佐部祭理者は、北常男子却は異の恋異など、常常はないはる子供	(2) 緊急応援連絡体制の整備 (略) なお笠理者は、北党里子和壮界の乱界など、災害はほわけるほど		
施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信 手段の整備を図るとともに、他の <u>要配慮者関連施設</u> との相互応援協 定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連 携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。 (略)	施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信 手段の整備を図るとともに、他の <u>要配慮者利用施設</u> との相互応援協 定の締結、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等との連 携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。 (略)	55	防災基本計画に基づ く表記の修正
(3) 防災資機材の整備,食糧等の備蓄 (略)	(3) 防災資機材の整備,食糧等の備蓄 (略)		
県及び市町村は,要配慮者の避難所ともなる <u>要配慮者関連施設</u> に対し,防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。 (4) (略)	県及び市町村は,要配慮者の避難所ともなる <u>要配慮者利用施設</u> に対し,防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。 (4) (略)	56	防災基本計画に基づ く表記の修正
<u>(新設)</u>	(5) 避難確保計画の策定等 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し,市町村地域防 災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者 又は管理者は,関係機関の協力を得て,洪水時又は土砂災害が発生 するおそれのある場合の避難確保に関する計画を策定し,それに基 づき,避難誘導等の訓練を実施するものとする。 県及び市町村は,要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避 難訓練の実施状況等について,定期的に確認するよう努めるものと する。	56	防災基本計画の修正及び水防法等の改正
2 要配慮者の救援体制の確保 (3) 相互協力体制の整備 県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民(自主防災組織)、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの住宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 (略)	2 要配慮者の救援体制の確保 (3) 相互協力体制の整備 県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民(自主防災組織)、要配慮者を対象とする地域ケアシステムの <u>在宅</u> ケアチームやボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。 (略)	57	誤字の修正
 第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (2) 災害対策本部設置及び廃止基準 ① 災害対策本部設置基準 災害対策本部設置基準 災害対策本部は,次の場合で知事がその必要を認めたときに 	第2章 災害応急対策 第1節 組織 第1 県 1 災害対策本部 (2) 災害対策本部設置及び廃止基準 ① 災害対策本部設置基準 災害対策本部設置基準 災害対策本部は,次の場合で知事がその必要を認めたときに		

- NO 2 CH I E	4 (/=-4/)	(害等対策計画編) 改定前	71111737112					改定後			新計画 掲載頁	備考
イ) ウ ! <u>(新</u>	県下に力 局地的災 県下に力 設 <u>)</u> その他 <i>の</i>	て規模な災害が発生で 災害が発生したとき て規模な災害が発生し つ状況により本部長が	したとき			イ) ウ ! <u>エ 〕</u> <u>児</u>	県下に大 局地的災 県下に大 大雨, 暴 下に発 その他の	は規模な災害が発生で 注無が発生したとき は規模な災害が発生し 強風、高潮、暴風雪、 表されたとき ○状況により本部長な	」たとき 大雪特別警報 <i>0</i>)いずれかが <u></u>	61	本部設置基準の整理
体制区	分	基準	配備人員	災害対策本 部等の設置		体制区	分	基準	配備人員	災害対策本 部等の設置	61	本部設置基準の整理
連絡配	備	(略)	(略)	(略)		連絡配	備	(略)	(略)	(略)		
警戒体制 (事前配備)	第1	(略)	(略)	(略)		警戒体制 (事前配備)	第1	(略)	(略)	(略)		
(₹НИН∪М)	第 2	事前配備1の体制 をとった場合であっ て相当の被害が発生 し,若しくは発生が 予想されるとき,若 しくは大雨,暴風,高 潮,暴風雪,大雪特別 警報のいずれかが県 下に発表されたとき	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害情報者 選会する をと要災 をと要災 で本部を を設置		(Fright M)	第 2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるときなけるの他の状況により生活環境部長が必要と認めたとき。	付表事前配備 2 の欄に掲げるも の	災絡議るすにじ 悪担をと 要別と にで本 で本 で本 置		
		又はその他の状況に より生活環境部長が 必要と認めたとき。						大雨、暴風、高潮、 暴風雪、大雪特別警 報のいずれかが県下 に発表されたとき。	付表事前配備 2 の欄に掲げるも の			
非常体制	(略)	(略)	(略)	(略)		非常体制	(略)	(略)	(略)	(略)		
2節 動員 災害応急対策 するための 格 <u>)</u>		こ必要な人員を把握し		 策活動を確実	: 1	にするための <u>県地域防災</u>	計画であ 計画 (地	工必要な人員を把握し る。 震災害対策計画編) ・参集」に準ずる。			67	地震編同様のため, 記載を整理
3節 気象	情報等語	†画			Ą	第3節 気象物	青報等計	一				

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考
第1 特別警報・警報・注意報3 特別警報・警報・注意報の伝達(5) 県警察本部関係	第1 特別警報・警報・注意報3 特別警報・警報・注意報の伝達(5) 県警察本部関係		
<u>水戸地方気象台から</u> 県警察本部(警備課)に警察の通信系により 各警察署に伝達される。 第2 洪水予報河川の洪水予報	水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課を経 由して県警察本部(警備課)に警察の通信系により各警察署に伝達 される。 第2 洪水予報河川の洪水予報	71	表記の修正
1 国が管理する河川の洪水予報 選出交通省関東 地方整備局担当 気象庁 担当官署 官署	1 国が管理する河川の洪水予報 洪水予報発表 河川名 国土交通省関東 地方整備局担当 気象庁 担当官署 官署		
T	那珂川 常陸河川国道事		
関グ 備・礼備 常陸利根川 (外浪)	関ケ価・北価 常陸利根川(外浪 護ケ浦河川事務 水戸地方気象台・銚子地方気象台 水戸地方気象台・銚子地方気象台 水戸地方気象台 水戸地方気象台 水戸地方気象台 水戸地方気象台 水戸地方気象台		
鬼怒川 水戸地方気象台・宇都宮地方気象台 小貝川 下館河川事務所	鬼怒川(田川放水 路含む。) 下館河川事務所 水戸地方気象台・宇都宮地方気象台	71	表記の修正
2 県が管理する河川の洪水予報 (略)	2 県が管理する河川の洪水予報 (略)		

地域防災計画 (風水害等対策計画編) 新旧対照表



地域防災計	計画(風水語	<mark>害等対策計画編</mark>)新旧対照表								
		改定前	Ī				改定後	\$		新計画 掲載頁	備考
(2) 非常 イ 取 (電 気通信設 通信の利用 扱い無線局 略)		い場合 扱う無線局を有する3	主な機関は,	3 (2	節 通信公衆電気通信設)非常通信の利用イ 取扱い無線局(略)なお, 県内次のとおりで	で非常通信を取	い場合 扱う無線局を有する	主な機関は,		
	機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号		機関	連絡担当課等	現在地及び電話番号	郵便番号		
	交通省 可川事務所	機械課	筑西市二木成 1753 0296 (25) 2173	308-0841		(略) 国土交通省 下館河川事務所	計画課	筑西市二木成 1753 0296 (25) 2173	308-0841	88	誤記の修正
国土ダ	交通省 河川国道事	防災課	水戸市千波町 1962- 2 029(243)5134	310-0851		国土交通省 常陸河川国道事 務所 (略)	防災課	水戸市千波町 1962- 2 029 (240) 4074	310-0851	88	表記の修正
(略) 日本原 開発相	原子力研究 機構大洗研 発センター	連絡担当課等	現在地及び電話番号 東茨城郡大洗町成田 町 4002 029(267)4141	郵便番号 311-1313		機関 (略) 日本原子力研究 開発機構大洗研 究開発センター (略)	連絡担当課等 危機管理課	現在地及び電話番号 東茨城郡大洗町成田 町 4002 <u>番地</u> 029 (267) 4141	郵便番号 311-1393	88	連絡担当課等の修正
(略) 2 実施) , <u>避難準備</u>) 機 関 勧告, 避難		<u>難開始</u> の発令により, 		1	(略) 実施機関		<u>開始</u> の発令により, 産難準備・高齢者等遅	Ĕ難開始	110	誤記の修正
係機関 象者, 範囲で]と協議の上	,避難指示(緊急 こついて,その原	あった場合,必要に応 急)又は避難勧告の対 所掌事務に関し,技術	才象地域,対		めがあった場合, (緊急) 又は避難 その所掌事務に関	必要に応じて防 勧告の対象地域 し,技術的に可	行政機関及び県は,市 災関係機関と協議の」 は,対象者,判断時期 能な範囲で助言する は,市町村長による独	ヒ, 避難指示 等について, ものとする。		防災基本計画に基づ く修正 防災基本計画の修

地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表							
改定前	改定後	掲載頁	備考				
	る避難勧告等の発令に資するよう,市町村長へ河川の状況や今後		正・県減災対策協議				
	の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。		会の緊急行動計画に				
			ホットラインの取組				
4 避難措置の周知	4 避難措置の周知						
(1) 住民への周知徹底	(1) 住民への周知徹底						
避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の	避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の						
広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものと	広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものと						
する。	73°	110	14 // # 1.31 - 2 // - 7				
	また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内	112	防災基本計画の修正				
	容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにと						
	<u>るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより,住民の積</u> 極的な避難行動の喚起に努めるものとする。						
 なお,避難時の周囲の状況等により,屋内で留まっていたほう	<u>極的な避難行動の喚起に劣めるものとする。</u>						
が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保	が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべき	112	 防災基本計画の修正				
措置を講ずべきことにも留意するものとする。	ことにも留意するものとする。	112	的火星不可固少形正				
(新設)	また、避難勧告及び避難指示(緊急)を夜間に発令する可能性が	112	防災基本計画に基づ				
	ある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高		く修正				
	齢者等避難開始の発令に努めるものとする。		, ,,,				
(略)	(略)						
第15節 要配慮者安全確保対策	第15節 要配慮者安全確保対策						
2 実施機関	2 実施機関						
(1) 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理	(1) 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理	122	防災基本計画に基づ				
者が実施する。	者が実施する。		く表記の修正				
 4 要配慮者関連施設入所者等に対する安全確保対策	│ │ 4 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策	122	 防災基本計画に基づ				
(1) 救助及び避難誘導	(1) 救助及び避難誘導	122	く表記の修正				
施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速	施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速		く払此の修正				
やかに救助及び避難誘導を実施する。	やかに救助及び避難誘導を実施する。						
県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の	県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の						
救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣	救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣						
市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者関連施設、近隣住	市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住						
民(自主防災組織),ボランティア組織等にも協力を要請する。	民(自主防災組織),ボランティア組織等にも協力を要請する。						
(4) 介護職員等の確保	(4) 介護職員等の確保						
施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定	施設管理者は,介護職員等を確保するため,施設間の応援協定						

地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表						
改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考			
に基づき、他の <u>要配慮者関連施設</u> 及び市町村等に対し応援を要請する。 県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の <u>要配慮者関連施設</u> やボランティア等へ協力を要請する。 (6) ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、 <u>要配慮者関連施</u> <u>設</u> 機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。	に基づき、他の <u>要配慮者利用施設</u> 及び市町村等に対し応援を要請する。 県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の <u>要配慮者利用施設</u> やボランティア等へ協力を要請する。 (6) ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、 <u>要配慮者利用施設の</u> 機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。	123	防災基本計画に基づ く標記の修正			
第18節 <u>防疫計画</u> 1 <u>主旨</u> 被災地の防疫措置を迅速かつ <u>強力に</u> 実施し, <u>感染症まん延の未然</u> 防止を図ることを目的とする。	第18節 <u>防疫</u> 1 <u>方針</u> 被災地の防疫措置を迅速かつ <u>適切に</u> 実施し, <u>感染症の発生の予防</u> やまん延の防止を図るため,感染症の予防及び感染症の患者に対す る医療に関する法律(以下「感染症法」という。)及び予防接種法 (以下「予法」という。)に基づき次の事項を行うものとする。	128	文言の修正			
2 県の実施事項 (1) 県は、被災市町村の実情に応じ保健所職員をもって防疫班を編成し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)及び予防接種法(以下「予法」という。)に基づき次の事項を行う。	2 県の実施事項 (1) 被災市町村の実情に応じ <u>た</u> 保健所職員 <u>による</u> 防疫班 <u>の</u> 編成					
 	(2) 被害状況の調査指導及び市町村指導 (3) 法に基づき就業制限,入院勧告を要する患者に対する措置 (4) 積極的疫学調査及び健康診断 (5) 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限,移動禁止,消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄等の実施 (6) 避難所への感染症予防対策物品の供給					
カ 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施	(7) 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施 (8) 生活用水の使用制限,禁止及び市町村に対する用水供給の指示 (9) そ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実 施 (10) 厚生労働大臣に対する応援要請					
<u>コ 厚生労働大臣に対する応援要請</u> <u>(2) 実施期間</u>	<u>(11) 臨時予防接種の実施又は指示</u> <u>(削除)</u>					

地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表							
改定前		新計画 掲載頁	備考				
災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね 10 日間とする。							
3 <u>市町村長</u> の実施事項及び要請事項	3 <u>市町村</u> の実施事項及び要請事項	128	文言の修正				
<u>市町村長は県の指示に基づき次の事項を行うものとする。</u> (1) 実施事項	_ <u>(削除)</u> (削除)						
ア 清潔方法及び消毒方法の施行(法第27条第2項及び第29条	<u>(日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) </u>						
第2項)	条第2項) 						
イ そ族昆虫等の駆除(法第28条第2項)	(2) そ族昆虫等の駆除 (<u>感染症</u> 法第 28 条第 2 項)						
ウ 生活用水の供給(法第31条第2項) エ 避難所の衛生管理及び防疫指導	(3) 生活用水の供給(<u>感染症</u> 法第31条第2項) (4) 避難所の衛生管理及び防疫指導						
オ 臨時予防接種の実施(予法第6条)	(<u>5</u>) 臨時予防接種の実施(予法第6条)						
(2) 市町村長は、あらかじめ防疫用資材の調達方法を確立しておく。	(6) 防疫用資材の調達方法の確立						
第27節 農地農業	 第27節 農地農業						
1 農地	1 農地						
(1) 農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある	(1) <u>土地改良区等は,</u> 農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生	155	実施主体を明記				
場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。	ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。						
(2) 農業用施設 ア - 堤防	(2) 農業用施設 ア 場防						
湖岸堤防, 干拓堤防, ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及	<u>土地改良区等は、</u> 湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れ	156	実施主体を明記				
び土止杭柵工等の工事を行う。	の場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。						
イ 水路 素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。	イ 水路 土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事	156	 実施主体を明記				
示強队小品の改直及し免安に心し自放政工事寺で刊り。	等を行う。	150	大旭工件とり記				
(3) 頭首工	(3)頭首工						
一部被災の場合は土俵積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等	土地改良区等は,一部被災の場合は土のう積等,全体被災の場合は石積工,杭柵工等を行う。	156	実施主体の明記及び表記の修正				
を行う。 (4) 農道	は有領土,他情工寺を11 7。 (4) 農道		衣託の修正				
特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。	市町村は,特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建	156	実施主体を明記				
	設を行う。						
第3章 災害復旧計画	 第3章 災害復旧計画						
第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成						
第2 激甚災害に係る財政援助措置	第2 激甚災害に係る財政援助措置						
3 中小企業に関する特別の助成	3 中小企業に関する特別の助成						
(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例						

改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考				
イ 災害等の突発的事由により、特定の地域及び業種が中小企業 信用保険法に基づき指定を受けた場合、当該地域及び業種に属 する中小企業者等の再建資金の借入について、保証の特例が定 められている。 (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等 の特例 激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前に おいて小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付 金について、県は償還期間を2年以内において延長することができ る。	イ 災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について保証の特例が定められている。 (2) 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。	167	中小企業信用保険法 の改正 小規模企業者等設備 導入資金助成法の廃 止				
第4節 災害復旧事業に必要な金融その他の資金 第1 農林漁業復旧資金 3 株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金) (2)貸付利率 年0.16%~0.30%(償還期間により異なる) ※H29.1.23 現在の利率 第2 中小企業復興資金 4 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金 の円滑化を図る。 5 県信用保証協会の保証枠の増大を図るため、県資金の出えん等 の措置を行う。	第4節 災害復旧事業に必要な金融その他の資金 第1 農林漁業復旧資金 3 株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金) (2) 貸付利率 年 0.20%~0.30% (償還期間により異なる) ※H29.10.19 現在の利率 第2 中小企業復興資金 4 その他の措置 一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金 の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政 措置を行う。	170 171	利率の変更 地震災害対策計画編 に合わせた修正				
3 海上災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 5 県民等への情報提供 〔海上保安部,県(知事公室,生活環境部),市町村〕 4 航空災害対策計画 第2章 災害応急対策 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 〔県(知事公室,警察本部),市町村,道路管理者〕 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	3 海上災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 5 県民等への情報提供 [海上保安部,県(知事直轄,生活環境部),市町村] 4 航空災害対策計画 第2章 災害応急対策 第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 1 交通の確保 [県(知事直轄,警察本部),市町村,道路管理者] 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	192	表記の修正表記の修正				
1 情報伝達活動 〔県(知事 <u>公室</u>),市町村〕	1 情報伝達活動 〔県(知事 <u>直轄</u>),市町村〕	213	表記の修正				

地垣	^找 防災計画(風水害等対策計画	ョ編)新旧対照表 -			
	改知	定前		改定後 お計画 掲載頁	備考
5 鉄道災害対策計画 第2章 災害応急対策計画 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県(知事 <u>公室</u>),市町村〕				5 鉄道災害対策計画 第2章 災害応急対策計画 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県(知事 <u>直轄</u>),市町村〕 226 表記の何	多正
6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 1 県内の道路状況				6 道路災害対策計画 第1章 災害予防 第1節 茨城県の道路交通状況 1 県内の道路状況	
	高速自動車道 一般有料道路 一般国道 県 道市町村道 合計 (高速自動車道及び一般有料	路線数 3 2 17 317 196,588 196926 上道路は、平成28年 その他は平成26年		(単位:km) 道 路 の 種 類 路 線 数 実 延 長 高速自動車道 3 192.7 一般有料道路 2 70.5 一般国道 17 1,096.7 県 道 317 3,403.0 市町村道 194,154 51,137.7 合計 199,493 55,900.6 (高速自動車道及び一般有料道路は、平成29年4月1日現在。その他は平成27年4月1日現在)	渉等による更
3	※ 東	『水戸道路は一般有 登は,平日が <u>7,747</u>	料道路に含む。	※ 東水戸道路は一般有料道路に含む。 3 県内の交通量 茨城県内における平均交通量は、平日が <u>7,726 台/12h</u> である。 (<u>平成 27 年度</u> 道路交通センサス) (略)	
第 1 1	章 災害応急対策 節 発災直後の情報の収集・選 災害情報の収集・連絡) 道路災害情報等の収集・連絡 (連絡先一覧) 機関名 (略)	B系統 担当部署	電話番号	第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡 1 災害情報の収集・連絡 (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統 (連絡先一覧) 機関名 担当部署 電話番号 (略)	多正
	国土交通省常陸河川国道事 務所	道路管理第二課	029-244-6346	国土交通省常陸河川国道事 道路管理第二課 <u>029-240-4073</u> 234 表記の作	爹正

地域防災計画(風水害等対策計画編)新旧対照表								
改定前	改定後	新計画 掲載頁	備考					
(略) 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県(知事 <u>公室</u>),市町村〕	(略) 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動 1 情報伝達活動 〔県(知事 <u>直轄</u>),市町村〕	239	表記の修正					
7 危険物等災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項) 5 県民等への情報提供 〔県(知事公室),市町村〕	7 危険物等災害対策計画 第2章 災害応急対策 第1節 発災直後の情報の収集・連絡(各災害共通事項) 5 県民等への情報提供 〔県(知事 <u>直轄</u>),市町村〕	253	表記の修正					
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策 2 危険物の漏洩応急対策 (2) 水溶性危険物の漏洩対策 〔県(生活環境部)〕 (略) また,緊急水質事案対策要領に基づき,河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたるものとする。公害技術センターは水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するものとする。		259	現行「茨城県緊急水質事案対策要領」に合わせた修正					
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定 された通報すべき事象(以下,「特定事象」という。)が発生した場合 は,次により,原子力事業者等,国,県及び <u>海上保安部署</u> は連携して, 応急対策を実施するものとする。 (略)	第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策 核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定 された通報すべき事象(以下,「特定事象」という。)が発生した場合 は,次により,原子力事業者等,国,県及び <u>海上保安部署等</u> は連携し て,応急対策を実施するものとする。 (略)	266	市町村 (消防機関) も 関係機関であること から,記載を適正化					
9 林野火災対策計画 第2章 災害応急対策 第3節 救助・救急,医療及び消化活動 4 空中消火活動 〔県(生活環境部,農林水産部),市町村,防災関係機関〕 (略)	9 林野火災対策計画 第2章 災害応急対策 第3節 救助・救急,医療及び消化活動 4 空中消火活動 〔県(生活環境部,農林水産部),市町村,防災関係機関〕 (略)							

改定前		新計画 掲載頁	備考
・空中消火用資機材等	・空中消火の方法	288	水のう型散水装置の
県内3カ所(石岡市消防本部,常陸大宮市消防本部,高萩市消防本部)に管理されている水のう型散水装置をヘリコプターの	水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し,上空から		備蓄個所の変更に伴
機体下部に吊し、上空から散水する。	散水する。		う修正